

「逗子市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例（案）」について

1 公有地の拡大の推進に関する法律について

私たちが暮らし、さまざまな活動を営んでいる都市をより住みやすく、働きやすくするためには、道路・公園・下水道・学校などの施設を計画的に整備するとともに、周辺の自然環境の保全にも配慮する必要があります。

地方公共団体等（県、市町村、土地開発公社等）がこれらの公共目的のために必要な土地を少しでも取得しやすくするための一つの手法として制度化されたのが、「公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」といいます。）」による土地の先買い制度です。

現在逗子市では、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市計画施設の区域や用地に該当している土地の所有者は、その規模が「100㎡以上」の土地を譲渡しようとする場合は、市の条例により届出が義務付けられています。

2 条例の廃止について

神奈川県では「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書きの規模を定める条例」を制定し、届出が必要となる土地の規模を「100㎡」としていましたが、平成26年4月に同条例を廃止し、神奈川県が所管する町村の届出規模は現在「200㎡」以上となっています。これに伴い他市町の動向も鑑みて現状に適さなくなったことにより、届出者の負担軽減の観点から条例を廃止するものです。

条例の廃止によって届出規模が「200㎡」となっても、買い取り希望申出制度を利用することにより、「100㎡」以上での申出が可能であり、対象となる土地の所有者が公払法で土地を売却する機会及び税法上の優遇措置は変わらずに確保されるとともに、地方自治体が当該土地の買い取りを行うことも、従前と同様に可能となります。

3 条例（案）

逗子市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例（案）

逗子市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例（平成24年逗子市条例第6号）は廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

4 スケジュール（案）

2014年（平成26年）12月	パブリックコメントの実施
2015年（平成27年）3月	条例議案の上程
2015年（平成27年）4月	条例の施行

【参考】

●公有地の拡大の推進に関する法律(抜粋)

(土地を譲渡しようとする場合の届出義務)

第四条 次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に届け出なければならない。

一 都市計画施設(土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)で第三号に規定するもの以外のものを施行する土地に係るものを除く。)の区域内に所在する土地

(中略)

2 前項の規定は、同項に規定する土地で次の各号のいずれかに該当するものを有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

一 ～八(略)

九 その面積が政令で定める規模未満のものその他政令で定める要件を満たすものであるとき。

3(略)

(地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出)

第五条 前条第一項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地(その面積が政令で定める規模以上のものに限る。)を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に対し、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に対し、その旨を申し出ることができる。

●公有地の拡大の推進に関する法律施行令(抜粋)

(法第四条第二項の政令で定める法人、事業、規模及び要件)

第三条 ～2(略)

3 法第四条第二項第九号に規定する政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるときは、都道府県(市の区域内にあつては、当該市。次条において同じ。)は、条例で、区域を限り、百平方メートル(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域(次条において「防災再開発促進地区の区域」という。)内にあつては、五十平方メートル)以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

4(略)

(法第五条第一項の政令で定める規模)

第四条 法第五条第一項に規定する政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるときには、都道府県知事は、都道府県の規則で、区域を限り、百平方メートル(防災再開発促進地区の区域内にあつては、五十平方メートル)以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。